

令和7年 第12回農業委員会議事録

令和7年12月25日午前10時00分に第12回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊 勢 村 孝 之
13 番 石 川 富 士 太 郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

5 番 (西塚 喜行) 14 番 (笹原 光政) 15 番 (小松 栄作) 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第15号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 議第46号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第48号 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について
- 議第49号 農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願
について
- 議第50号 農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格
証明願について

令和7年 第12回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和7年第12回通常総会を12月25日（木）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立願います。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。5番西塚喜行委員、14番笹原光政委員、15番小松栄作委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。今年は去年と違いまして、まだ白い雪が積もってきておりませんが、朝晩大変冷え込んできておりますので、健康には十分注意して農業委員活動にご協力くださいますようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

これより令和7年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、17番山口栄子委員、19番星川礼子委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から12頁をご覧ください。案件は29件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ貸借するものが14件、条件を変更し同人へ貸借するものが3件、別人への売買が3件、貸借契約を解約し同人へ売買するものが7件、今後は貸し人が自作するものが4件、未定が2件です。

このうち12頁No.28については条件不利によるもので、このまま非農地になりかねないと思われます。No.29は受け人世帯側が経営縮小、離農すると思われますが、今年度も基盤整備の田では水稻を作付けしており、西野野とヲソ宮の一部でそばを作付けしていたようです。近隣の委員の皆さんには来春に不作付け等にならないように目配りをお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第15号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第46号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については議案書13頁になります。案件は1件です。

今年の第11回通常総会において審議された案件ではありますが、許可後移転登記の申請前に渡し人側より取消の申出があり、受け人側も同意の上で両者より取消願の提出がございました。

以上、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、12番 伊勢村孝之委員の退席を求めます。

(12番 伊勢村委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が23件、賃貸借権の設定が72件、使用貸借権の設定が1件です。

14頁から21頁が所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが16件、労力不足によるものが1件、高齢化による経営縮小が3件、耕作不便によるものが2件、分家独立した子への贈与が1件です。

22頁からが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが29件、労力不足によるものが22件、高齢化による経営縮小が10件、耕作不便によるものが2件、相手方の要望によるものが4件です。耕作不便によるものが2件です。兼業による経営縮小が3件です。

51頁が使用貸借権の設定です。申請事由ですが労力不足とのことでした。

No.1からNo.96は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可

要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、今年４月より国より示されております農業関係法令の遵守確認ですが違反がないと申告を受けております。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しく申し上げます。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第４７号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。１２番 伊勢村孝之委員復席願います。

（１２番 伊勢村委員 復席）

（議 長）

次に、議第４８号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局 挙手）

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第48号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。議案書53頁の促進計画の総括表をご覧ください。今回申請のありました促進計画は、賃貸借が4件です。申請地は農振農用地区域内が37,266㎡で、このうち福原地区の地域計画に含まれている農地が6,040㎡、玉野地区の地域計画に含まれている農地が25,025㎡、常盤地区の地域計画に含まれている農地が6,553㎡、農用地区域外であり地域計画未編入が352㎡です。

対象人数は賃貸借が出し手4名、受け手4名になります。

借賃の値幅は下段中央のとおりになります。54頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の1号から6号までの各号の要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議 長)

8番星川敬夫委員。

(8番 星川委員)

8番星川敬夫です。先ほどの3条申請で触れませんでしたでしたが、今回の賃貸借の案件ですが、21頁から53頁まで95件案件があって、これは3条申請となっております。54頁から55頁の4案件が支援センターの仲介ということで、今までとは逆転しているのが

どんな関係性なのか、説明をお願いします。

(事務局 挙手)

(議長)

田中局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

農地法第3条と集積等促進計画の申請数の変化についてですが、今年の3月でこれまでの所謂集積による権利設定や売買が廃止となりました。現在のところは農地中間管理機構を通じた賃貸借か農地法第3条による権利設定・売買の2つしかない形です。そこで、その件数の変化についてですが、事務局での推察ですけれども、1つはこのところの米価の高騰がありまして、農地中間管理機構ですと10年間賃借料が据え置きとされております。管理機構に貸付している方の場合、この金額では飯米を買えないという申出があって、3条だと物納も可能とのことで、そちらに切り替えている方もございます。また、手続的なところですが、3条の賃貸借は期間が経過しても合意解約がなければ自動更新ということになります。一方、管理機構の方は期間が満了となれば再度手続きということになりますので、そういった手続の点で、3条は問題なければ自動更新されることをメリットに感じて切り替えられる方が多いのかなと、事務局では推察しております。ただ、国の方で考えておりますのは、地域計画に基づいて、管理機構を活用して農地の集積・集約化を図るという点からすると、3条申請が多いというのはあまり好ましくはないのではと考えておりますが、お互いの話し合いということもありますので、特に地域計画が全部確定したわけでもないの、現在のところ止むを得ないのかなと考えているところです。

(議長)

星川委員。

(8番 星川委員)

8番星川敬夫です。了解しました。ありがとうございました。

(議 長)

そのほかご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。次に、議第49号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第49号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明について」ご説明いたします。議案書57頁および58頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受けた方は、3年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方が一覧のとおりとなります。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを

審査していただきます。よろしく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第50号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第50号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」ご説明いたします。議案書59頁および60頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、不動産取得税の徴収猶予が適用された方は、3年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方がこの一覧の方々です。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第50号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和7年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時23分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年12月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____